○四〇一・五〇	脂肪分が全重量の一〇％を超えるもの	
	一　滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の一二％以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
	(一)　脂肪分が全重量の四五％以下のもの	二五％及び一キログラムにつき七四七円
	(二)　その他のもの	二五％及び一キログラムにつき一、四一一円
	二　その他のもの	二五％

に改める。

別表第〇四・〇七項を次のように改める。

○四・〇七	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）	
	ふ化用の受精卵	
○四〇七・一一	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	無税
○四〇七・一九	その他のもの	無税
	その他の卵（生鮮のものに限る。）	
○四〇七・二一	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	二〇％
○四〇七・二九	その他のもの	二〇％
○四〇七・九〇	その他のもの	
	一　冷凍したもの	二〇％
	二　その他のもの	二五％

別表第〇六〇三・一四号の次に次の一号を加える。

○六〇三・一五	ゆり（リリウム属のもの）	無税

別表第〇六・〇四項中

「		
○六〇四・一〇	こけ及び地衣	五％
	その他のもの	
○六〇四・九一	生鮮のもの	五％
○六〇四・九九	その他のもの	五％
」		

に改める。

「		
○六〇四・二〇	生鮮のもの	五％
○六〇四・九〇	その他のもの	五％
」		

別表第〇七・〇九項中

「		
○七〇九・九〇	その他のもの	
	一　スイートコーン	一〇％
	二　その他のもの	五％
」		

を

「		
○七〇九・九一	その他のもの	五％
○七〇九・九二	アーティチョーク	五％
○七〇九・九三	オリーブ	五％
○七〇九・九九	かぼちや類（ククルビタ属のもの）	一〇％
	その他のもの	
	一　スイートコーン	五％
	二　その他のもの	五％
」		

に改める。

別表第〇七一三・三三号の次に次の二号を加える。

○七一三・三四	バンバラ豆（ヴィグナ・スブテルラネア又はヴォアンドゼイア・スブテルラネア）	
	一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
	二　その他のもの	
	(一)　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	一〇％
	(二)　その他のもの	一キログラムにつき四一七円
○七一三・三五	ささげ（ヴィグナ・ウングイクラタ）	
	一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
	二　その他のもの	
	(一)　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	一〇％
	(二)　その他のもの	一キログラムにつき四一七円

別表第〇七一三・五〇号の次に次の一号を加える。

○七一三・六〇	き豆（カヤヌス・カヤン）	
	一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
	二　その他のもの	
	(一)　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	一〇％
	(二)　その他のもの	一キログラムにつき四一七円